

## 答申第 481号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 9月11日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

名古屋市個人情報保護審議会答申、平成24年度第 340号（平成24年 7月19日答申）に係る平成〇年〇月〇日起案の答申に係る「事件のあらまし（諮問 No. 〇〇）」80頁

（閲覧は原本）（開示請求理由詳細は別紙）

2 平成27年 9月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第20条第 1項第 7号に該当

公立大学法人名古屋市立大学の回答については、開示することにより名古屋市個人情報保護審議会における調査審議の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 平成27年10月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、不適切な黒塗りを施すことなく、中立公正な開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

本件処分については、【一部について開示をしない理由】（名古屋市個人情報保護条例第20条第 1項第 7号に該当）として、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」とする。）と実施機関である公立大学法人名古屋市立大学（以下「名市大」とする。）の信頼関係をあげて、名市大の回答を全て

黒塗りとしている。

平成27年 9月11日、個人情報開示請求として、「名古屋市個人情報審議会答申、平成24年度第 340号(平成24年 7月19日答申)に係る平成〇年〇月〇日起案の答申に係る「事件のあらまし(諮問No. 〇〇)80頁(閲覧は原本)(開示請求理由詳細は別紙)」とし、別紙として、「平成26年11月17日、貴市に対して、請求の内容を「名古屋市個人情報保護審議会(以下「審議会」とする。)の答申に係る審議会(事務局)と名市大事務局とのやり取りを含め、審議過程の分かるもの」との個人情報開示請求に対して、期間延長を経て、同年12月26日、個人情報一部開示決定されたが、【一部について開示をしない理由】をあげて、多くの黒塗り部分があった。

平成〇年〇月〇日起案の答申に係る「事件のあらまし(諮問No. 〇〇)」80頁に「(3)ハラスメント対策委員から副理事長への意見の報告(ガイドライン第 7(5))の(回答)も全て黒塗りされている。

一方、平成〇年〇月〇日、名市大に対して、請求の内容を「下記の報告に係る決裁書及び送付書等(電子メールを含む) 1平成〇年〇月〇日、ハラスメント調査委員会からハラスメント対策委員に調査結果の報告 2平成〇年〇月〇日、ハラスメント対策委員から副理事長宛てに調査委員会の調査結果報告に対する意見について報告」との個人情報開示請求をしたところ、同年 7月17日、平成〇年〇月〇日付け「ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について(報告)」という起案文書が開示された。

今回の開示請求において、平成26年12月26日の個人情報一部開示決定と同様に、平成24年度第 340号(平成24年 7月19日答申)に係る平成〇年〇月〇日起案の答申に係る「事件のあらまし(諮問No. 〇〇)」80頁に「(3)ハラスメント対策委員から副理事長への意見の報告(ガイドライン第 7(5))の(回答)」を黒塗りした場合は、当該黒塗り部分に記載されているはずの平成〇年〇月〇日付け「ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について(報告)」という起案文書の存在を当時の名市大が審議会に対して隠蔽したという事実を現在の市民経済局市政情報室が黒塗りで隠蔽することになる。起案文書の存在が記載されていなければ、実施機関が審議会に対して、虚偽の回答を行っていたことになり、本来、公務員は刑事訴訟法第 239条第 2項の規定から法令違反を知りえたら告発しなければならないところである。

したがって、当該部分を黒塗りにすることは、条例違反を認識しながら隠蔽することになり、さらに条例違反を犯すことになることをはっきり申し述べる。」と添付したところである。

それにも拘らず、80頁の16(1)「ハラスメント審査会(平成〇年〇月〇日

開催)の資料 1と同じもの(表紙の資料番号なし、日付空欄)を送付することにより報告を行いました。この手続きに関する決裁書、送付文などの文書は存在しません。」も黒塗りにすると共に、平成27年 7月17日、名市大が決裁文書を開示した80頁の16(3)についても黒塗りしている。

実施機関(名市大)が審議会に対して、虚偽の回答を行っていたという事実を「実施機関との信頼関係」という理由から現在の市民経済局市政情報室が黒塗りで隠蔽しているのか。当時の審議会事務局が開示対象決裁文書の存在がありながら、存在しないものとして答申案を作成したのか。どちらにしても非常に問題である。

保護審議会の答申については、明らかに開示対象となる電子メールを「会議開催の通知をしたものにすぎない」として、開示することなく隠蔽したことは公正を欠くものであり、特定されず隠蔽されている文書及びメールの存在が明らかであるにもかかわらず、保護審議会は調査をせず、名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。異議申立人は審議中に名市大の不正を訴えたにもかかわらず、名市大は開示を拒もうとする弁明意見書を追加提出する等あくまで隠蔽しようとしたのだから、当然、調査すべきであった。

したがって、名古屋市は実施機関である名市大との条例違反を隠蔽している不適切な信頼関係を反故にし、犯罪に加担する黒塗りを施すことなく、開示すべきである。

以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、名古屋市情報公開条例第18条第 1項に規定する不服申立てを行う。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報には、審議会の審議過程において実施した調査に対する実施機関の回答が含まれている。

調査に対する回答内容を開示することにより、今後の同種の調査を行う際に関係者の協力を得ることが困難になり、審議会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第 1項第 7号に該当する。

- 2 なお、異議申立人は、請求内容を満たす行政文書を特定することを求めているが、名古屋市長は本件一部開示決定において、審議会の平成24年 7

月19日付け答申第 340号に係る「事件のあらまし(諮問 No. ○○)」80頁を特定している。

## 第 5 審議会の判断

### 1 争点

異議申立人が主張するとおり平成24年 7月19日開催の個人情報保護審議会において、調査審議の結果を答申(以下「答申第 340号」という。)している。そして、本件開示請求の対象となる保有個人情報のうち、平成24年7月19日付個人情報保護審議会の答申を作成するにあたって審議会で検討した内容(以下「本件情報」という。)について、条例第20条第 1項第 7号に該当するものとして非開示とした判断の妥当性が争点となる。

### 2 審議会検討内容

#### (1) 7号該当性

条例第20条第 1項第 7号は、本市の機関、本市の独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は業務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非開示とすることを定めている。

この点、まず、平成○年○月○日起案の答申に係る「事件のあらまし(諮問 No. ○○)」80頁には本件情報が含まれている。

審議会においては、準司法的作用があるため、その性質上、他の合議制機関や行政機関以上に、公平性、判断の適正性の確保が要求される。従って、将来の審議においても、その過程において各委員への他からの干渉を排除し、自由な意見交換が確保される必要がある。この点、名古屋市個人情報保護審議会の委員の氏名や役職等は公開されており、審議会の検討内容が公開されれば、請求者等が委員の職場に押し掛ける事態も想定される。このような事が生じうるという心理的な影響から、委員の自由な意見交換が阻害され、その結果、委員の判断の公平性及び適正性が損なわれる事態が生じることは否定できず、審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

以上より、本件情報は、条例第20条第 1項第 7号に該当する。

#### (2) 6号該当性

条例第20条第 1項第 6号は、本市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な

意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるものについて非開示とすることを定めている。この点、名古屋市個人情報保護審議会は、条例第51条第1項により市長の附属機関であることが定められており、本市の機関といえる。

審議会における検討内容が開示されれば、審議の結果・検討内容に不満を抱いた請求者等より、審議会が干渉・圧力等を受けうる。これにより、審議会の構成員である委員による内部の率直な意見交換や意思決定の中立が害されるおそれがある。

さらに、本件においては請求者等の異議申立て・審査請求が連続して提起されており、後に審議すべき事案となっているところ、開示することによる審議会内部の率直な意見交換や意思決定の中立が害されるおそれが特に大きいといえる。

従って、本件情報は条例第20条第1項第6号にも該当する

3 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

## 第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年12月 2日	諮問書の受理
12月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成28年 1月12日	実施機関の弁明意見書を受理
1月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月16日	異議申立人の反論意見書を受理
平成30年10月25日 (第 243回審議会)	調査審議
12月13日 (第 245回審議会)	調査審議
平成31年 1月17日 (第 246回審議会)	実施機関の補足説明
2月21日 (第 247回審議会)	調査審議

3月22日 (第 248回審議会)	意見書を受理
4月19日 (第 249回審議会)	調査審議
令和 2年 7月17日 (第 262回審議会)	調査審議
8月21日 (第 263回審議会)	調査審議
10月16日 (第 266回審議会)	調査審議
12月25日 (第 267回審議会)	調査審議
令和 3年 1月22日 (第 268回審議会)	調査審議
2月17日	答申